藤井寺市立小 中 学 校 「タブレット活用のルール」

今和3年6月

ふじいでらし じゅんび

タブレットは、みなさんの 学 習 をサポートするために藤井寺市が準 備しみなさんに じょうず かつよう 貸し出すものです。タブレットを上手に活用し、みなさんの 学 習 に役立ててくださ L١,

がくしゅう やくだ どうぐ つか かた まちが

タブレットはみなさんの 学 習 に役立つ道具ですが、使い方を間違えると、かえって た ひと めいわく 学 習の 妨 げとなったり、他の人に迷惑をかけたり傷つけたりしてしまうことになり ふじいでらし かつよう ます。そのため、藤井寺市では、この「タブレット活用のルール」を定めました。み まも あんしん あんぜん かいてき かつよう じぶん すす がくしゅう なさんがルールを守り、「安心・安全・快適」に活用し、自分から進んで学 習でき るようにしましょう。

※ この「タブレット活用のルール」にある「タブレット」は、学校から貸し出し たタブレットのことを 表 しています。

つか もくてき

1. タブレットを使う目的について

がっこう かてい がくしゅうかつどう つか □ タブレットは、学校や家庭での学習活動に使うためのものですので、学習 かつどういがい しよう 活動以外には使用しないこと。

2. タブレットを使うときに注意すること

ふんしつ	とうなん	らっか	みずぬ	じゅうぶん	き	たいせつ	あつか	
紛失、	盗難、	落下、	水濡れ	に十分に	:気をつけ、	大切に	扱うこ	と。
ŧ	はし		じめん	お				

□ 持ったまま走ったり、地面に置いたりしないこと。

□ 水をかけたり、湿気の多いところで使ったりしないこと。

M 6. 1078 □ タブレット画面は、指でふれること。先のとがったものでふれたり、落書きした り、磁石をつけたりしないこと。

いえ がっこう も ぱあい いえ じゅうでん す

□ 家から学校に持ってくる場合は、家で 充 電 を済ませておくこと。 しゅうい も ばしょ じゅうでん

□ 充電するときは、周囲に燃えやすいものがない場所で充電すること。

よご かわ やわ ぬの かる ふ □ タブレットが汚れたときは、乾いた柔らかい布で軽く拭くこと。ア しょうどくえき せんざいとう ルコールなどの消毒液や洗剤等をかけないこと。

あんぜん しよう 5. 安全な使用について注意すること

じゅうでんもくてき

□ インターネットには危険なサイトもあるので、タブレットには、みなさんを守る せってい まん いち ためのフィルターが設定されています。万が一あやしいサイトに入ってしまっ と いえ ひと し たときは、タブレットを閉じ、家の人に知らせること。

じたく □ 充電目的であっても、自宅のパソコンと接続しないこと。

こじんじょうほう かんり |6. 個人情報の管理について注意すること

たにん か □ 自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしないこと。

じぶん たにん こじんじょうほう なまえ じゅうしょ でんわばんごう しゃしん □ 自分や他人の個人情報(名前、住所、電話番号、写真、メールアドレスなど) 3. < じょう ぜったい あ

は、クラウドサーバなどを含めインターネット 上 には絶対に上げないこと。 あいて きず ぜったい か こ おも

□ SNSには、相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込ま ないこと。

□ 自分のタブレットのユーザ ID やパスワードなどは、絶対に他人に教えないこと。 (ユーザ ID やパスワードは忘れないように注意しましょう。)

7. カ	************************************
	せんせい きょか 先生が許可したとき以外は、カメラを使用しないこと。
	ひと さつえい ひと いえ も もの さつえい かきカメラで人を撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりするときは、下記
	_{じゅんばん} の順番で行うこと。
	せんせい きょか え ①先生の許可を得る。
	かなら さつえい あいて ばしょ きょか え ② 必 ず撮影する相手や場所の許可を得る。
	^{さつえい} ③撮影する。
	せんせい してい ほぞんさき ほぞん ④先生が指定した保存先にデータを保存する。
	(T.T.)
8. デ	プータの保存について注 意すること
	がくしゅうかつどう さくせい とっこ せんせい 学 習 活動で作成したデータやインターネットから取り込んだデータは、先生
	きょか が許可したものだけを、指定された保存先に保存すること。
	がっこう 学校のタブレットと私物のスマートフォンやタブレット、パソコンなどの 間 で
	データのやりとりをしないこと。
	ってい へんこう ちゅうい
	(定の変更について注意すること なら かた いち はいけい がぞう いろ
	タブレットのデスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの せってい かって か
	設定は勝手に変えないこと。 the transfer of the state o
	タブレットには、先生の指示がない限り、今入っているもの以外のアプリケー い いまはい かって さくじょ
	ションを入れないこと。また、今入っているアプリケーションを勝手に削除し
	ないこと。
	ぐあい こしょう 具合や故障について注意すること
	ほんたい しゅうり どうさかくにん ぶんかい はず タブレット本体を修理や動作確認のために分解したり、カバーを外したりし
	ないこと。 つか つぎ とき うち ひと し
	タブレットを使っていて次のような時は、お家の人に知らせて ぇんちょうほしょうけいやく しゅうりうけつけまどぐち
	Sky コンピュータ延 長 保証契約 修理受付窓口
	(0120-759-751) へ連絡してもらうこと。

●タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にも どらないとき

じゅうでんちゅう しようちゅう て も ほどあつ けっ

● 充 電 中 や 使用 中 に、手に持てない 程熱くなったり、 煙 がで たりしたとき (充 電 や 使用を すぐに 中止 すること)

えきしょうがめん わ はい

●タブレットの液晶画面が割れたり、ひびが入ったりしたとき

つうじょうしよう はそん こしょう

● 通 常 使用による破損、故障したとき

こい ふちゅうい はそん こしょう ふんしつ ほしょう たいしょうがい ※故意または、不注意による破損、故障、紛失については保障の対象外です。

とうこう たんにん せんせい し ※登校したときに担任の先生にも知らせましょう。

しょう せいげん ちゅうい II. 使用の制限について注意すること

し出しを止めます。)

¬か ぉ かぇ ヒミ もヒ と っ がめんほご 使い終わって返す時に元にもどせないようなカバーを取り付けたり、画面保護

シートを貼ったりしないこと。

も がえ ぱあい いえ たいせつ も がえ とうげこうちゅう と だ しょう 持ち帰る場合は、家まで大切に持ち帰り、登下校中に取り出したり使用したりしないこと。

12. 各ご家庭へのお願い

(1) タブレット活用のルールについて

ルールを守らず、機器を破損した場合、故意に設定を変更するなどして、タ ブレットに不具合が生じた場合、トラブルを起こした場合には、保護者が責任 を負います。(機器の修繕代金の支払い等の弁償、トラブル解決のための対応、 弁護士費用等、トラブル解決のための必要経費の支払いをご家庭で負担してい ただきます。)

ご家庭で、この「タブレット活用のルール」をお子さんと読み合い、十分に話し合っていただき、上記ルール以外にも、ご家庭の実態に合わせてルールを追加するなどして、お子さんが安心してタブレットを使用できる環境作りにご協力ください。

(2) 教育上不適切なサイトへのアクセスについて

教育上不適切なサイトへのアクセスがあった場合は、教育委員会にメール通知があります。各学校はそのメール通知に基づき、児童生徒に指導を行い、併せて保護者に内容の通知を行います。

なお、ルール違反が発生した場合は、端末の使用を禁止します。